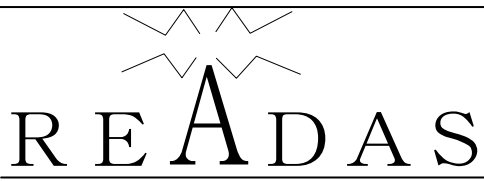


第 5891 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 7日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 土地の相続登記に対する登録免許税の免税

**Q**：平成30年の税制改正では、土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置が創設されるとか。どのような内容なのですか？

**A**：次のような内容です。

### 【解説】

この制度は、所有者が誰かわからない土地が増加していることに対処すべく創設された制度です。

概要は、次とおりです。

- ①相続により、土地の所有権を取得した者が、その土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受けるその移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。
- ②個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について、相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その移転登記の時におけるその土地の価額が10万円以下であるときは、その移転登記に対する登録免許税を免税とする。

